

「利根川水系渡良瀬川河川整備計画（原案）」について、
関係県からいただいたご意見

① 第1回渡良瀬川河川整備計画関係県会議
議事録

② 第2回渡良瀬川河川整備計画関係県会議
議事録

国土交通省関東地方整備局

第 1 回 渡良瀬川河川整備計画関係県会議

1. 開会

< 規約等の確認 >

○河川調査官

皆様、本日は大変お忙しい中、ご出席を賜り、まことにありがとうございます。

定刻となりましたので、ただいまより「渡良瀬川河川整備計画関係県会議」を開催させていただきます。

私は、本日の進行を務めさせていただきます、関東地方整備局河川調査官の高橋でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

最初に本会議の規約についてお諮りさせていただきたいと思います。

それではお願いいたします。

○河川計画課長

河川計画課長の出口でございます。よろしくお願いいたします。

規約について、ご説明をさせていただきます。

右上に資料 2 とある A 4 縦の資料をお手元に御用意ください。規約（案）について、読み上げをさせていただきます。

渡良瀬川河川整備計画関係県会議規約（案）。

（名称）

第 1 条 本会は、「渡良瀬川河川整備計画関係県会議」（以下「会議」という。）と称する。

（目的）

第 2 条 会議は、「利根川水系渡良瀬川河川整備計画」の策定主体である国土交通省関東地方整備局長が、河川法第 16 条の 2 第 5 項に基づく関係県知事の意見聴取に先立ち、関東地方整備局と関係県において、相互の立場を理解しつつ河川整備計画に係る検討内容の認識を深めることを目的とする。

（組織）

第 3 条 会議は、別紙で構成される。

2 関東地方整備局は、会議を招集し議題の提案を行うとともに、河川整備計画に係る

検討内容の説明を行う。

3 関係県は会議において関東地方整備局が示した内容に対する見解を述べる。

4 関係県は、会議の開催を関東地方整備局に要請することができる。

(情報公開)

第4条 会議は、原則として公開とし、会議の公開方法については会議で定める。

(事務局)

第5条 会議の事務局は、国土交通省関東地方整備局河川部に置く。

2 事務局は、会議の運営に関して必要な事務を処理する。

(規約の改定)

第6条 この規約を改定する必要があると認められるときは、会議で協議する。

(その他)

第7条 この規約に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会議で協議する。

最後は附則でございます。

以上です。

○河川調査官

ただいま説明させていただきました「渡良瀬川河川整備計画関係県会議規約（案）」についてご異議ございますか。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○河川調査官

それでは、異議なしということで、規約につきましては原文どおりで、(案)をとることとさせていただきます。

それでは、ご了解いただいた規約に沿って運営することといたします。

それでは、ただいま決めました規約に基づき、以後の会議は公開とさせていただきます。

15時05分から5階の中研修室5Bに移動して再開させていただきたいとおと思いますので、よろしく願いいたします。

<会場を移動し再開>

○河川調査官

皆様、本日はお忙しい中、御出席を賜りましてありがとうございます。

先ほど構成員の皆様と規約について決めましたので、引き続き、渡良瀬川河川整備計画関係県会議の議事を進行したいと思います。

私は、本日の進行を務めさせていただきます、関東地方整備局河川調査官の高橋でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

記者発表の際に会議の公開をお知らせしましたが、カメラ撮りにつきましては、冒頭の挨拶までとさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、お手元に配付しております資料の確認をさせていただきます。

資料目録、次に議事次第、名簿、座席表、資料1として、「渡良瀬川河川整備計画関係県会議（仮称）」の設置について、資料2として渡良瀬川河川整備計画関係県会議規約、資料3として、これまでの主な経緯、資料4として、渡良瀬川河川整備計画の目標（案）について、資料5として、当面の進め方。それから、参考資料1として、「水防災意識社会再構築ビジョン」、参考資料2として、「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく渡良瀬川の減災に係る取組方針ということになります。

続きまして、本日の出席者のご紹介をさせていただきます。

栃木県県土整備部長、印南洋之様。

○栃木県県土整備部長

印南です。よろしくお願いいたします。

○河川調査官

群馬県県土整備部長の代理で、県土整備部技監、清野哲哉様。

○群馬県県土整備部技監

清野です。よろしくお願いいたします。

○河川調査官

続きまして、関東地方整備局でございますが、河川部長、朝堀。

○河川部長

朝堀でございます。よろしくお願いいたします。

○河川調査官

河川計画課長、出口。

○河川計画課長

出口です。よろしくお願いいたします。

○河川調査官

河川管理課長、中島。

○河川管理課長

中島でございます。よろしくお願いいたします。

○河川調査官

水災害予報センター長、石鉢。

○水災害予報センター長

石鉢です。よろしくお願いいたします。

○河川調査官

渡良瀬川河川事務所長の牛腸。

○渡良瀬川河川事務所長

牛腸です。よろしくお願いいたします。

○河川調査官

最後になりますが、私、河川調査官の高橋でございます。よろしくお願いいたします。

取材及び一般傍聴の皆様には、お配りしております、「取材または傍聴にあたっての注意事項」に沿って適切に取材及び傍聴され、議事の進行に御協力いただきますようお願いいたします。

2. 挨拶

○河川調査官

それでは、開会に当たりまして、河川部長の朝掘より御挨拶を申し上げます。

○河川部長

本日はご多忙の中、「第1回渡良瀬川河川整備計画関係県会議」にご出席いただきありがとうございます。

この渡良瀬川では平成18年に利根川水系河川整備基本方針が定められ、その後、今後20年から30年間の具体的な河川の整備内容を定める河川整備計画の策定に向けた検討を進めてきたところです。

そこで、私ども、国土交通省関東地方整備局では、利根川水系渡良瀬川の河川整備計画策定に向けて本格的に検討を進めることとし、河川法第16条の2第5項に基づく関係県知事の意見聴取に先立ち、河川整備計画の策定主体である関東地方整備局と関係県において、相互の立場を理解しつつ河川整備計画に係る検討内容の認識を深めるために、新たに「渡良瀬川河川整備計画関係県会議」を設置することといたしました。

本日は、「これまでの主な経緯」、「渡良瀬川河川整備計画の目標（案）について」と、「当面の進め方」についてお示しいたします。

皆様には貴重なお時間を頂戴いたしますが、本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○河川調査官

まことに申し訳ございませんが、カメラ撮りにつきましてはここまでとさせていただきますので、御協力のほど、よろしくお願いいたします。

(カメラ退室)

○河川調査官

それでは議事を進めさせていただきます。

お手元にお配りしております議事次第に従いまして議事を進めてまいります。

議事次第の4、5、6について説明いたします。

3. これまでの主な経緯について

○河川計画課長

河川計画課長の出口でございます。よろしくお願いたします。

座って説明をさせていただきます。

これまでの主な経緯につきまして、説明いたします。

A4横の資料3をご覧ください。上から順に、時系列でこれまでの経緯を示したものになります。

平成18年2月に、利根川水系河川整備基本方針の決定・公表を受けまして、河川整備計画の策定に向けて、利根川水系では本支川を大きく六つの区間に分けて、検討に着手しております。関東地方整備局長が整備計画を作成するにあたり、河川法第16条の2、第3項に基づく学識経験を有する者の意見を聞く場として、六つの区間を五つのブロックにして有識者会議を設置しております。渡良瀬川ブロックでは、平成18年11月、それから12月に渡良瀬川有識者会議を開催しております。この中で、渡良瀬川河川整備計画に記載すべき事項(案)などをお示ししております。その後、関係する住民からの意見聴取として、メールやはがきなどによる意見募集を実施しております。あわせて館林市、それから足利市の会場で公聴会も実施しております。さらに、関係県からの意見として、関係市町村長からの意見もいただいております。お聞きした意見を、利根川水系のブロック合同有識者会議として、平成19年と平成20年の2回にわたり開催し、報告しております。

なお、全ての御意見とそれに対する河川管理者の見解については、平成20年5月に関東地方整備局のホームページで公開をしております。本日の卓上にも、これまで4回開催した有識者会議の資料と、ホームページに掲載しました全ての御意見、それに対する河川管理者の見解について、ご覧いただけるようにファイリングしております。

資料3を再度ご覧ください。

平成20年以降、時間が経過してございますが、これまでの間に、利根川・江戸川の整備計画の策定作業を進め、平成25年5月に利根川・江戸川河川整備計画を策定しております。この計画策定に先行して、利根川の基本高水の検証、あるいは八ッ場ダム建設事業の検証に係る検討などをこれまでに実施してきているところでございます。昨年度の平成27年度には、同じ利根川の支川になります鬼怒川、霞ヶ浦の河川整備計画を策定しており、今回、渡良瀬川の河川整備計画の策定を進めていくこととしております。

資料3の説明は以上でございます。

4. 渡良瀬川河川整備計画の目標（案）について

○河川計画課長

続いて、渡良瀬川河川整備計画の目標（案）について説明させていただきます。

資料4をお手元にご用意ください。

まず、資料の2ページをごらんください。全国の国管理区間の河川整備基本方針の安全度と河川整備計画の安全度の関係を整理したグラフになります。赤は200分の1河川、オレンジは150分の1河川、緑は100分の1河川で、これまでに河川整備計画が策定されている94水系を対象として、中期的な河川整備によって達成される安全度をまとめたデータでございます。緑色の渡良瀬川と同規模の100分の1河川ですが、100分の1で整備計画を策定しているものから30分の1まで幅がありますが、30分の1から40分の1が約6割を占めているという状況です。

1ページに戻りますが、渡良瀬川においては、河川整備計画の目標を、全国の河川と同程度の水準を確保することが適切と考え、基準地点高津戸において、治水安全度を30分の1から40分の1とし、目標流量を3,300トン、このうち、河道では3,000トンを分担するものです。

資料4の説明は以上でございます。

5. 当面の進め方

○河川計画課長

続いて、当面の進め方について御説明をさせていただきます。資料の5、A4縦の資料をお手元に御用意ください。

当面の進め方でございますが、11月28日に第5回渡良瀬川有識者会議を開催し、本日この会議でお示しをさせていただきました「渡良瀬川河川整備計画の目標（案）について」、意見をお聞きします。

当面の進め方については以上となりますが、最後に参考資料について、少し説明をさせていただきます。

参考資料1は、昨年9月の関東・東北豪雨を踏まえた「水防災意識社会再構築ビジョン」の概要でございます。

参考資料2は、この取組を受けて、平成28年5月18日に設立した「渡良瀬川大規模氾濫に関する減災対策協議会」において、栃木県や、群馬県、関係市町と議論を重ね、平成28年7月1日にとりまとめた、「渡良瀬川の減災に係る取組方針」です。

渡良瀬川河川整備計画については、水防災意識社会再構築ビジョンの取組も踏まえ、計画の策定に向けた検討を進めていきたいと考えております。

長くなりましたが、資料の説明は以上でございます。

○河川調査官

ありがとうございました。私どもが用意いたしました資料は以上となります。

それでは、御説明した内容につきまして、何かございましたら、お名前の後に御発言をいただければと思います。

では、栃木県さん、お願いします。

○栃木県県土整備部長

渡良瀬川の河川整備計画がいよいよ策定されるということで、関係県である栃木県として、ぜひ、速やかに進めていただきたいという思いでございます。本日は目標流量設定関係が示されたわけですが、私どもの、いわゆる支川にあたりますが、そういった計画とか他の河川とのバランス等を考えると、妥当ではないかと考えております。

また、原案作成にあたりまして、これからの作業になると思いますが、例えば本川の渡良瀬川におきましては、中橋の区間など、非常に堤防の低い箇所がございますので、整備

計画にはぜひそういった箇所の整備についても、位置づけをお願いしたいと考えております。

それから、栃木県の支川といたしましては、秋山川と旗川があるわけですが、秋山川については、今、直轄の区間について、改修を進めていただいている状況ですが、一日も早い完成が図られるようにというお願いと、旗川についても、県管理区間の整備を、推進していきたいと考えておりますので、その受けがないと困るものですから、ぜひ直轄区間における改修のほうもよろしくをお願いをしたいと考えております。今後有識者の会議等を経て進めていくということでございまして、特にその進め方に対して異論があるわけではございません。ただ、やはり関係市町にも、ぜひその過程において、丁寧な説明をしていただければと思いますので、これはお願いでございます。よろしくお願ひしたいと思います。

○河川調査官

ありがとうございました。

群馬県さん、お願いします。

○群馬県県土整備部技監

群馬県でございます。計画の目標につきましては、基本方針の計画高水が3,500トンありますが、当面、今後20から30年間の実施ということで3,000トンということでありまして、こんなところかなという感じがいたしております。

それから、今後、とにかくいろいろ鬼怒川の破堤等もありましたので、この計画をもって整備をとにかく急いでいただきたい。それから計画期間内に着実に実施できる計画を策定していただきたい。その後は、さらに基本方針レベルの治水安全度をお願いしたい、目指していただきたいということでもあります。

これから11月に有識者の会議を開催するということでもありますので、その会議でいろいろ意見も出されると思いますので、その後、この計画の策定を早急にしていただきたいをお願いいたします。よろしくお願ひいたします。

○河川調査官

ありがとうございました。各県からご意見いただきましたので、私のほうから何点かご

返答させていただきたいと思います。

まず、渡良瀬川の河川整備の目標とする流量についてご発言をいただきました。基準地点の高津戸地点で3,000トンとすることにつきましては、他の整備計画や圏域整備計画とのバランスも考慮すると妥当ということと理解するというので、ご発言をいただきました。栃木県さんのほうからは、中橋、それから秋山川、それから旗川等々の整備のお話もございましたので、目標がある程度確定をした時点で、その目標流量に対する整備メニューを検討してまいりたいと考えてございます。

当面の進め方でございますが、こちらにつきましても特に異存はございませんでしたので、今後、専門家からなる有識者会議で意見を伺った上で、河川整備計画の検討を進めてまいりたいと考えてございます。また、関係市へも説明をするなど、地元に対する丁寧な対応をとることでしたが、市町村への意見、聞き方や時期については、今後調整させていただきたいと思っております。

さらに、河川整備計画を早急に策定し、位置づけられた整備内容が計画期間内に着実に実施できる計画となることについてもご発言いただきました。渡良瀬川河川整備計画につきましては早急に策定すべく、今後とも関係県の皆様と、双方の場を理解しながら検討内容について認識を深めていくことしたいと考えてございますので、引き続きよろしくお願い申し上げたいと思っております。

本日は、貴重なご意見をいただきましてありがとうございます。

私からは以上ですが、その他、特に何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

5. 閉会

○河川調査官

それでは、貴重な御意見をありがとうございました。

これをもちまして、渡良瀬川河川整備計画関係県会議を閉会させていただきます。

本日は、まことにありがとうございました。

— 了 —

第2回渡良瀬川河川整備計画関係県会議

1. 開会

○河川調査官

それでは、定刻になりましたので、ただいまより「第2回渡良瀬川河川整備計画関係県会議」を開催させていただきたいと思っております。本日は大変お忙しい中、出席を賜りまことにありがとうございます。私は本日の進行を務めさせていただきます、関東地方整備局河川調査官の青野でございます。よろしくお願いいたします。

記者発表の際に、会議の公開についてお知らせいたしましたけれども、カメラ撮りにつきましては、冒頭の挨拶までとさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず、お手元に配付しております資料の確認をさせていただきたいと思っております。

1番上に資料目録、その下に議事次第、名簿、座席表、そして会議規約となっております。そして資料1として、河川整備計画（原案）、資料2として当面の進め方、そして、参考資料1となりますけれども、（原案）の概要ということととじられているものがあります。そして参考資料2として、渡良瀬川における河川整備の効果についてということで、水害リスクの評価の試行版の資料ということで、配付させていただいております。

不足等ございましたら、事務局までよろしくお願いいたします。よろしいでしょうか。

2. 挨拶

○河川調査官

それでは、開会に当たりまして、関東地方整備局河川部長の小林より御挨拶申し上げます。

○河川部長

おはようございます。関東地方整備局河川部長の小林でございます。この7月14日付で河川部長になりました。よろしくお願いいたします。

本日は大変お忙しい中、群馬県、栃木県の両県におかれましては、「第2回渡良瀬川河川整備計画関係県会議」に御出席いただきまして、ありがとうございます。昨年11月21日

に本会議を開催いたしまして、渡良瀬川の河川整備計画の目標案をお示しさせていただきました。また、妥当であるという御発言をいただいたところでございます。

その後、有識者会議も開催をいたしまして御意見を伺ったところ、御理解をいただいているというところで、その先に進めさせていただきまして、本日は目標を踏まえまして整備計画（原案）と当面の進め方につきまして、後ほど御説明させていただきたいというふうに思っております。限られた時間でございますけれども、有意義な御意見をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。私の冒頭の御挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○河川調査官

それでは、早速ではございますけれども、議事に移りたいと思います。

お手元にお配りしております議事次第に従いまして議事を進めていきたいと思っております。議事次第の3、4について、資料の説明をよろしくお願いいたします。

3. 利根川水系渡良瀬川河川整備計画（原案）について

○河川計画課長

おはようございます。河川計画課長の吉井と申します。

それでは、議事に従いまして、資料の御説明を当方のほうからさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

まずお手元に、資料1、河川整備計画（原案）を御用意いただければと思います。

先ほど、冒頭、部長の小林からもございましたように、前回の県会議で目標案をお示ししまして、有識者会議でもそういった目標をお示ししながら御意見をいただいていたところ。その御意見も踏まえまして、今回は原案ということで取りまとめをさせていただきましたので、本日はこちらの説明をさせていただきます。時間の関係もございまして、ポイントを簡潔に説明させていただくような形にしたいと思います。

また、後ろのほうにございます参考資料1というものも合わせて御用意いただければと思います。こちらは本文の内容を概要として、パンフレット形式でまとめた資料になります。本文の章立てと一致させた構成としておりまして、内容も河川整備計画の原案に記載している記述のうち、主立った内容を引用しておりまして、図や写真なども使いながらで

きるだけわかりやすく取りまとめた資料となっております。説明の中で適宜参照させていただきますので、お手元に御用意いただければと思います。

では、資料1の原案のほうですけれども、表紙をめくっていただきますと目次構成となっております。1章は河川の概要、2章が河川の現状と課題となっております。3章からが本題といたしますか、内容になってまいります。この河川整備計画の位置づけとなる対象区間と対象期間をお示ししている部分になります。4章は河川整備計画の内容の基本となります治水・利水環境に係る目標を記載している箇所になります。5章についてが、整備計画の実施する内容ともいえます治水・利水・環境等にかかわる河川整備の内容について示している箇所。次のページになりますが、6章はその他留意すべき事項というような構成となっております。

内容についてですけれども、1ページからが第1章、最初の部分は渡良瀬川の概要をまとめて記載している箇所になります。参考資料1の概要資料のほうでは、表紙をめくっていただいた1ページのほうに流域の概要の図がありまして、赤枠の範囲が渡良瀬川の流域となっております。

本文のほうですが、4ページからが治水の沿革となっております。6ページを見ていただきますと、主要な洪水が記載されておるページですけれども、昭和22年のカスリーン台風、今からちょうど70年前になりますが、これが流域に未曾有の被害をもたらした洪水として有名でございます。

概要資料の2ページは当時の被災状況の写真なども掲載してございます。この昭和22年の洪水も踏まえまして、ちょっと戻りますが5ページにありますように、渡良瀬川ではこれまで治水計画が策定、見直しをされてきたという経緯がございます。

5ページの25行目からは、現在の渡良瀬川に関して長期計画となります河川整備基本方針の記述になっておりまして、基本方針では目標とする洪水の確率規模を年超過確率100分の1としまして、基準地点高津戸において基本高水のピーク流量4,600m³/sとしまして、河道への配分流量は3,500m³/sとしております。

7ページの4行目からは利水の沿革、それから9ページ目の4行目からは河川環境の沿革なども記載してございます。これが1章の概要になります。

続いて11ページからが第2章となりますが、河川整備の現状と課題をお示ししている箇所になります。2行目からの2.1には、堤防の整備状況を初めとしまして、治水面の現状と課題をまとめて記載しております。例えば、11ページの表2-1や2-2では全体的

に堤防が未整備であったり、浸透対策が必要であったりする区間の現状をお示ししております。さらに12ページの表2-3には平成27年の鬼怒川の災害を契機として設定しました。今後おおむね5年間で優先的に整備が必要な区間を記載しております。

続きまして13ページの1行目、2.2になりますが、こちらは主要地点の流況ですとか、水利用の状況など、利水面の現状と課題をまとめて記載しております。渡良瀬川では今年もそうですけれども、2年から3年に1度の割合で取水制限が行われる渇水が発生しているような状況でございます。

同じページで24行目からの2.3には水質や自然環境、河川空間の利用や景観など、河川環境に関する現状と課題をまとめて記載しております。渡良瀬川の水質については、現在ではおおむね環境基準を満足しているような状況でして、概要資料のパンフレットのほうの4ページにはそうした水質の経年変化の図も記載しております。

少しページをめくっていただきまして、16ページの7行目から2.4ということで、河川の維持管理や危機管理などの河川維持管理の現状と課題をまとめて記載している箇所になります。この内容の中で、例えば18ページの25行目にはこの中として、気候変動の影響による課題をまとめて記載しております。

ここまでが2章の現状と課題の中身になっております。

19ページ目からは第3章となりまして、この整備計画の位置づけとして、計画対象区間を表でお示するとともに、計画対象期間をおおむね30年とすることを記載しております。また、必要がある場合には、計画対象期間内であっても、適宜整備計画の見直しを行うということも記載しております。概要資料のほうでは、対象区間をわかりやすく地図でお示しております。7ページになりますが、その中で対象区間を矢印で囲っている範囲というふうにお示しております。

続いて第4章が20ページからになりますが、第4章では河川整備計画の基本となります。目標に関する事項を記述しております。このページの21行目、河川整備計画では先ほど5ページでふれました河川整備基本方針に沿って計画的に河川整備を行うための中期的な整備内容を示したものですので、いわば河川整備基本方針の内数ということになってございます。

具体的には、4.1というのは治水面の目標として書かせていただいております。その35行目では、全国のほかの同等な河川の水準を踏まえ、年超過確率を30分の1から40分の1としまして、基準地点高津戸において3,300m³/sとしておりますが、このうち河道整

備において対象とする流量は $3,000\text{m}^3/\text{s}$ というふうにしております。こういった規模の洪水による災害の発生の防止または軽減を図るとというのが、この河川整備計画の目標となります。

5 ページでふれました基本方針では、目標規模は年超過確率で100分の1としておりましたが、この長期的な目標の内数として河川整備計画では対象とするおおむね30年間という期間に達成する目標規模をこのように示しているということになります。

続いて21ページになりますが、今述べました目標に基づいて設定されました渡良瀬川の流量配分図を図4-1に示しております。ここで平成28年11月の前回の第1回の会議でお示しました流量を1カ所訂正しております。具体的には一番右側の藤岡地点の流量を $3,700\text{m}^3/\text{s}$ から $3,600\text{m}^3/\text{s}$ に訂正しております。これは流量の計算において、支川の桐生川にある桐生川ダムの効果量を見込んでいなかったものを見込むようにしました関係で訂正をさせていただいたものでございます。数値を今回訂正させていただいております。

なお、各支川の流量につきましては、各県の圏域整備計画と整合した数字を記載しております。

このページの11行目をごらんいただきますと、次の4.2になりまして、こちらは利水に関する目標としまして、流水の正常な機能の維持を図るために必要な流量を大間々地点において、かんがい期と非かんがい期に分けて記載しております。

次のページ、4.3になりますが、こちらは河川環境に関する目標として、水質の維持改善や、自然環境の保全等の目標を記載しているページになります。

ここまでが第4章目標に関する部分で、次の23ページからが第5章河川整備の実施に関する事項となります。4章の目標を達成するための具体的な整備メニューの内容を記載している箇所になります。

5章は大きく分けまして、施設を新たに設置するようなメニューを23ページから始まり5.1という項目、それから既存の施設の維持等を適切に実施するためのメニューや項目を31ページから5.2に記載しているという大まかな分けになっておりまして、そのうち5.1についてですけれども、23ページの15行目からが治水対策の施行の場所と実際に治水対策のためにどういったメニューがあるのかという部分を具体的に示している箇所になります。

概要資料の9ページから10ページには、そうした治水対策のメニューを地図に落とした箇所がございますので、こちらを参照していただければと思います。23ページを続けます

が、16行目からが堤防整備についての記載をしております。堤防が整備されていない区間ですとか、標準的な堤防の断面形状に対して、高さや幅が不足する区間の整備を行うということが書いてございます。具体的な場所は24ページから25ページの表5-1に記載しております。

同様に26ページからは(2)として、河道掘削、27ページには浸透・侵食対策を記載しております。河道掘削は対象とする流量を流下させるために必要な箇所等において行います。

浸透・侵食対策については、堤防付近で高速流が発生する箇所などにおいて、護岸整備等を行うというメニューになっております。

続いて30ページ、1行目には(4)橋梁架替を記載しております。具体的には表5-5に渡良瀬川の中橋、桐生川の境橋など、橋梁の桁下高が確保されておらず、洪水の安全な流下を阻害するおそれのある橋梁を対象としております。

同じページの18行目からは、(7)として施設の能力を上回る洪水を想定した対策としまして、先般の鬼怒川での課題を踏まえて、仮に氾濫が発生した場合における迅速な排水や復旧、雨量や水位等の情報収集・伝達のための対策などを記載してございます。

次の31ページからは5.1.2としまして、利水面の事項を記載しております。渡良瀬川では本整備計画において、利水面で新たに整備する施設等は具体的にはございません。

それから同じページの5行目からは5.1.3としまして、河川環境の整備と保全に関する事項、環境面の整備メニューを記載しております。

同じページの12行目に(1)としまして、水質改善対策、19行目には(2)としまして、自然環境の保全と再生について記載をしております。

32ページに行きまして、(3)として、人と河川の豊かなふれあいの確保に関する整備といった内容を記載しております。

ここまでの5.1の項目で、施設の設置等についてのメニューでございしますが、32ページの9行目からは維持のためのメニューとして、5.2、河川の維持の目的、種類及び施行の場所をそれぞれ事項ごとに記載しております。

同じページ、32ページの21行目からは5.2.1としまして、堤防や河道の維持管理、水門や排水機場等の維持管理など、治水のための河川の維持管理に関する事項について記載をしております。

このページ以降数ページ、水門や樋門・樋管など、河川管理施設が表になって整理され

ておりますが、既存の施設をしっかりと維持管理していくという内容を記載している箇所になります。

少し飛びまして、40ページになりますが、33行目からは(12)として、洪水氾濫に備えた社会全体での対応として、氾濫した場合でも被害の軽減を図るために、避難や水防等の事前の計画、体制、施設による対応が備えられた社会を構築していくための取り組みを記載しております。

栃木県さん、群馬県さんにおかれても御協力をいただいております、減災対策協議会における取り組みなどもこちらに含まれております。

42ページに飛びますが、25行目からは5. 2. 2、河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持として、利水面での取り組みについて記載をしております。平常時の正常流量を維持するための対応ですとか、渇水時の対策が必要となった場合の対応を記載している箇所になります。

43ページからは、5. 2. 3としまして、河川環境の整備と保全に関する事項ですが、それぞれ河川の維持に関する内容としまして、環境面での内容としまして、水質ですとか、自然環境の保全などに関する取り組みを記載しております。

こういった実際の取り組み、メニューが5章に記載をされておまして、45ページの第6章には、その他河川整備を総合的に行うための留意すべき事項を記載しておまして、こちらは例えば6. 1、流域全体を視野に入れた総合的な河川管理、それから6. 2、地域住民、関係機関との連携・協働、6. 3のダムを活かした水源地域の活性化、6. 4の治水技術の伝承の取り組みなど、総合的な観点から取り組むべき内容について記載をしている箇所になります。

また、1枚めくっていただきますと、概要資料のほうにも、パンフレットにも同様の図がございますけれども、計画対象区間を示した図面をつけております。さらにこれ以降は附としまして、計画諸元表などの図面を整理させていただきました。

原案の本体につきましては、以上になります。

4. 当面の進め方

○河川計画課長

続いて、次第に従いまして、次の資料2、当面の進め方についての説明をさせていただきます。

きます。資料2のほうをお手元に御用意いただけますでしょうか。

当面の進め方ですが、本日のこの会議でお示しをさせていただきました、渡良瀬川水系河川整備計画原案について、公表の上、各者へ御意見をお聞きしてまいります。

二つ目ですが、来週の8月8日には、「第2回渡良瀬川有識者会議」を開催しまして、有識者の皆様に御意見をいただきます。

三つ目になりますが、関係する住民の皆様に郵送、ファクシミリ、電子メールによる意見募集を8月上旬から約1カ月間行う予定でございます。

四つ目ですが、さらに公聴会について記載をしてございます。公聴会における公述人の募集を行います。公述対象者は栃木県、群馬県に在住の方を対象としまして、8月上旬より募集を行います。

二つ目の丸は、公聴会の概要をお示ししておりますが、9月の中旬に栃木県足利市と群馬県太田市の2会場を予定しております。

資料2の当面の進め方については以上でございます。

続いて、参考資料2としてお配りしております、渡良瀬川における河川整備の効果について、水害リスク評価の試行と書いてございます資料をごらんいただけますでしょうか。

1枚めくっていただきますと、本資料を公表する背景について、記載しております。平成27年8月に社会資本整備審議会の会長から国土交通大臣に「水災害分野における気候変動適応策のあり方について～災害リスク情報と危機感を共有し、減災に取り組む社会へ～」というものが答申をされております。

答申には、想定し得る最大規模の外力まで水害リスクを評価し、社会全体で水害リスク情報を共有し、ハード・ソフト両面から対策を進めていくことが示されております。

渡良瀬川では、平成27年7月の水防法改正を踏まえ、様々な外力による浸水想定を平成29年に作成・公表したところですが、本資料の内容は本日御説明しました河川整備計画（原案）に定めた施設整備が完了した場合に、様々な規模の外力に対する水害リスクの変化を試行的に取りまとめたものになります。

こういった試行は、河川整備計画（原案）に定めた治水対策のメニューは、整備計画で目標とする規模の洪水に対して被害を防止する等の目的によるものですが、それを上回る外力が発生した場合にも整備をしたことによって、被害が軽減されるか、あるいは少なくとも、より被害が大きくなることなどがいないかを確認するといった目的で実施するものがございます。

2 ページは検討の計算条件をまとめておりまして、確率規模別の外力条件を整備計画規模から想定最大外力の4段階で設定をしております。

めくっていただきまして、3 ページをごらんいただきますと、先ほど御説明させていただきました河川整備計画（原案）を盛り込んだ事業メニューをお示ししております。

4 ページは、氾濫シミュレーションを実施する際のブロック分割を示した図となっております。左右岸で大きな支川等を区切りとして設定したのになっております。

5 ページからが水害リスクの評価結果となっております、それぞれのブロックで各1 ページ説明をさせていただいているような形になります。

赤いバツ印を破堤地点として仮定した場合の結果となっております。

確率規模ごとに現況と整備計画メニュー整備後の最大浸水深図を左右で見比べられるように並べておりまして、下の方のグラフについては、被害額、それから浸水面積、浸水区域内人口などを指標としまして、想定被害曲線、リスクカーブと言われるものをお示ししております。

例えばですが、被害額を指標としたリスクカーブを御覧いただきますと、整備計画規模の洪水に対しては赤い線、現況のところでは約100億円の被害が発生しているような想定になっておりますが、これはまずブロック1です。5 ページについてのグラフに関してですが、100億円の被害が河川では想定されておりますが、整備計画メニュー、整備後の青の線では、被害が発生しないという結果となっております、整備計画の整備メニューの効果が確認できると思います。

さらに、確率規模が大きくなるにつれて、被害額は大きくなっているものの、整備計画メニューが整備された後の青の線は、赤い線、現況の線を下回っておりまして、施設整備による効果が確認できるかと思えます。

現況と整備後で、あきらかな被害軽減というのは確認できない氾濫ブロックもございませけれども、現況よりも整備後のほうが被害は大きくなってはいない、つまり悪化はしていないということをこの資料によって確認することができるかと思えます。

こうした水害リスクの評価も踏まえまして、上下流、左右岸の安全度のバランスなどに留意しつつ、着実にハード対策を進め、洪水に対する安全性の向上を図るとともに、施設の能力を上回る洪水等が発生した場合に備えて、危機管理型ハード対策とソフト対策を一体的・計画的に推進するなど、洪水氾濫に備えた社会全体での対応を進めていく必要があると考えております。

長くなってしまいましたが、資料の説明は以上になります。

○河川調査官

我々が用意した資料は以上のとおりとなります。

それでは、お示した内容につきまして、何かございましたら挙手の上、マイクのスイッチを押していただき、所属とお名前を言っていただいた後に、御発言いただければと思います。よろしく願いいたします。栃木県さん、どうぞ。

○栃木県県土整備部次長

栃木県県土整備部次長の森戸でございます。本日は県土整備部長の江連が所用のために出席できませんので、代理でまいりました。

ただいま御説明がありました原案につきましては、特に異存はございません。第1回の関係県会議で申し上げました内容につきまして、整備計画に位置づけしていただいたということで、本当にありがたく思っております。

続きまして、何点か申し上げたいと思いますが、まず本川渡良瀬川におきましては、中橋の架け替えや堤防の整備など、県民の安全・安心を確保する上で非常に重要と考えてございますので、早期整備を図っていただきますよう、よろしく願いいたします。

また、支川であります旗川につきましては、県管理区間の整備の必要性が高まっているところございまして、その下流の直轄管理区間につきまして、早期の整備をあわせてよろしく願いしたいと思っております。

また、現在改修を進めていただいております、秋山川につきましても、引き続きの整備をよろしく願いいたします。

それから、当面の進め方ですが、これにつきましては特に異存はございませんが、関係市町への説明をしていただくなど、地元に対する丁寧な対応をよろしく願いしたいと思います。

以上でございます。

○河川調査官

群馬県さん、どうぞ。

○群馬県河川課長

群馬県の河川課長の平山でございます。群馬県におきましても、中島県土整備部長の公務が重なっておりますので、代理で出席させていただいております。よろしくお願いいたします。

本日お示しいたきました資料につきまして、群馬県としましても、特段意見はございません。その前提で、あと3点ほど意見といたしますか、要望をお話しさせていただきたいと思っております。1点目は資料1でお示しいたきました整備計画（原案）につきまして、まずは計画を早急に策定していただいて、位置づけられた事業を整備期間内に着実に進めていただきたいということでございます。また、折しも今年はカスリーン台風から70年ということもございますけれども、やはりカスリーン台風の被害を繰り返さないというのが、流域全体の願いでもありますので、整備計画のさらに先の方針レベルの整備に向けて、より一段の整備促進、治水対策の推進をお願いしたいと思います。

2点目ですけど、当面の進め方につきまして、昨今の水防法改正に伴う洪水浸水想定区域図の公表等を踏まえて、かなり沿川の市町村、住民の方におかれましても、こういった治水対策に対する関心が高まっておりますので、これからいろんな方の意見を聞いて整備計画をつくっていくに当たりましては、市町村の意見・要望を極力反映した形で最終的な計画として取りまとめていただくよう、お願いしたいと思います。

あと、3点目としまして、参考でお示しいたきました水害リスクの評価の関係ですがけれども、先ほどの洪水浸水想定区域図では、浸水エリアと浸水深に加えて浸水の継続時間というものも今般新たに公表されておりますので、例えばこの整備計画レベルの洪水とか、方針レベルの洪水で施設整備によってどれくらいその浸水継続時間が減るかというようなことも、今後併せてお示しいただけると各地域におけるいろんな減災対策とかの検討の際にも参考になると思っておりますので、そういったところも御検討いただければと思います。

いずれにしましても、ハード対策とソフト対策、国の減災対策協議会の取り組みも含めて、治水対策の推進をお願いしまして、意見とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○河川調査官

ありがとうございました。それでは、私のほうからいただいた御意見につきまして、少しお話しさせていただきたいというふうに思います。

まず、早期整備等についての御意見がございました。そちらにつきましては、整備計画原案にお示ししました堤防の整備、あるいは支川の整備などにつきまして、治水安全度のバランスであるとか、上下流や本支川のバランス等を図りつつ、段階的、着実に整備を進めたいと思っておりますので、引き続きよろしく願いいたします。

また、中橋などの橋梁の架けかえなどにつきましては、地元の御協力もいただきながら栃木県さんを初めとした、関係機関の皆さんと調整を進めてまいりたいと思っておりますので、御協力のほどよろしく願いしたいと思います。

また、当面の進め方につきましても、御意見をいただきました。市町村の皆様と日ごろより様々な形でコミュニケーションをとらせていただいているところでございますけれども、正式には河川法の第16条の2、第5項に基づく関係知事への意見聴取の際に、県知事が意見を述べようとするときに、あらかじめ関係市町村の皆さんに意見を聞くことになっておるということでございますので、その際には御協力をよろしく願いいたします。

また、渡良瀬川河川整備計画については、早期に策定すべく今後とも関係県の皆様と双方の場を理解しながら、検討の内容について認識を深めていくことをしたいと考えてございますので、引き続きよろしく願いいたします。

また、水害リスク等の表現の話も御意見をいただきました。これから、我々が整備する内容、あるいは現状を含めて、しっかりと皆様方にお伝えするような形で進めさせていただきたいと思っておりますので、必要に応じて県さんを通じて、いろんな情報を発信させていただければと思います。よろしく願いいたします。

最後に、本日はいろいろと貴重な御意見、御見解をいただきまして、まことにありがとうございました。また、もしさらに御意見等ございましたら、改めて書面でいただければというふうに考えてございます。

私のほうからは以上でございます。その他、特に何かございましたら、よろしく願いいたします。

○栃木県県土整備部次長

今回の会議とは直接関係はないのですが、明日本県の佐野市で、利根川治水大会が行われますので、御協力よろしく願いいたします。

○河川調査官

ありがとうございました。よろしく願いいたします。

よろしいですか。

(「なし」の声あり)

5. 閉会

○河川調査官

それでは、これをもちまして、「第2回渡良瀬川河川整備計画関係県会議」を閉会とさせていただきます。

本日は、お忙しいところ、まことにありがとうございました。

— 了 —